

## ○札幌市水道局契約後VE方式試行要綱

平成15年3月17日

管理者決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市水道局が発注する工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案(以下「VE提案」という。)を受け付ける契約後VE方式の手続を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 対象とする工事は、発注予定工事の中から民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事のうち、工事担当部局の長が必要と認めたものとする。

### (VE提案を求める範囲)

第3条 VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてVE提案の範囲に含めないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 札幌市水道局建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第18条に基づき条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

(3) 入札時に競争入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

### (VE提案の提出期間等)

第4条 請負人は、札幌市水道局が定めた施工方法等(以下「標準案」という。)と異なる施工方法等で施工しようとする場合は、その内容を記載したVE提案書(様式1から様式4まで)を提出するものとする。

2 VE提案を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に

照らし適宜対応することができるものとする。

#### (VE提案の審査等)

第5条 VE提案の審査を行うために、契約後VE審査委員会を設けるものとする。

- 2 契約後VE審査委員会は、原則として当該工事を所掌する部の長を委員長とし、構成員は、工事監査室長、工事監査室技術管理担当課長、総務課長並びに当該工事を所掌する部の委員長以外の部長及び課長等、委員長の指名する職員とする。
- 3 契約後VE審査委員会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 4 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事的目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として、審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
- 5 第4項の審査の基準については、契約後VE審査委員会において、提出されたVE提案ごとに定めるものとする。
- 6 契約後VE審査委員会の庶務は、当該工事を所掌する部の庶務担当課が行うものとする。

#### (VE提案の採否の通知)

第6条 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に管理者がVE提案採否通知書(様式5)により通知するものとする。ただし、請負人の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の通知のうち、VE提案を採用しなかったものについては、理由を付して行うものとする。

#### (VE提案を採用した場合の設計変更等)

第7条 VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により設計金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- 4 VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

#### (提案内容の活用と保護)

第8条 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、提案者の承諾を得て、他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、産業

財産権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第9条 札幌市水道局がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。

(入札告示等において掲げる事項等)

第10条 VE提案を求める場合は、あらかじめ、入札告示等において、別記1の事項を掲げるものとする。

2 契約後VE方式の対象工事については、約款に別記2の条文を加え、特記仕様書に別記3の事項を加えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日から施行する。